

答申（拡散防止の措置及び公表内容）〔令3-1〕

第1 審査会の結論

5 本件諮問に係る諮問書の別紙（以下「諮問書別紙」という。また、用語の意義は、諮問書別紙の例による。）の内容については、諮問書別紙の2(2)及び(4)に関し、次のとおり意見を述べ、諮問書別紙の2について別紙のとおり修正し、市民の理解を求めるよう配慮されたい。

10 1 諮問書別紙の2(2)の、本件表現活動9に係る表現の内容の概要については、本件ポストが削除されておらず、引き続きインターネットを利用して不特定多数のものが閲覧できる状態であっても、『「屑在日どもの巣、大阪市生野区」、「バ韓国籍のオス」との表現が認められる。』とすることとし、本件表現活動9により被害を受けた在日韓国・朝鮮人の方々に再度被害を生じさせるのではないかと憂慮する意見が出ることも考えられることから、市民の理解を得られるよう第2の3(2)記載の表現活動に係る表現の内容を公表する趣旨を付記されたい。

20 2 諮問書別紙の2(4)の本件表現活動9を行ったものの氏名又は名称等については、「【本件表現活動9が削除されない場合】」に記載の内容とするのが適当である。なお、記載されている「視聴」という文言については、「閲覧」とすることが適当である。

第2 結論に至った理由

1 本件表現活動に係る関係人からの意見等

(1) 申出人

25 本件表現活動に係る申出人（以下「申出人」という。）に対しては、簡易書留により、相当の期間を与えて、条例第9条第2項に基づく意見書及び有利な証拠の提出機会を付与する旨の通知を行い、併せて申出人からの申立てがあれば、同条第3項に基づく口頭で意見を述べる機会も付与することとし、その旨を通知したが、意見等の提出はなかった。

(2) 本件表現活動9を行ったもの

30 ヘイトスピーチ該当性等の調査審議（令和3年11月30日付け大市民第732号による諮問を受けた調査審議をいう。）において、本件表現活動を行ったものについては、令和7年8月5日付け大へ審答申第2号の1（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔令3-1〕の第2の4(2)アに記載のとおりその所在は判明していない。

35 したがって、本件諮問に係る調査審議においても、本件表現活動9を行ったものの所在が判明しないため、条例第9条第2項ただし書に基づき、本件表現活動9を行ったものに対する意見等提出手続はとらなかったものである。

40

2 表現の内容の拡散を防止するためにとる措置について

諮問書別紙の1に記載された表現の内容の拡散を防止するためにとる措置の内容は、本件表現活動9については、大阪市長の補助組織である大阪市民局において、以下の措置が取られた。

5 まず、本件サイトを運営するプロバイダに対し、令和7年8月6日付けで本件ポストにおける報告フォームを通じて、また、情報流通プラットフォーム対処法に基づき、削除申出窓口として設けられた権利侵害が疑われるポストに関する申請を受け付ける専用の申請ページにおいても差別表現を含む旨の報告を行い、併せて郵送による削除要請を行った。

10 その後、令和7年8月8日付けで本件プロバイダから本件プロバイダのセキュリティポリシーに違反していない旨の連絡があり、令和7年8月28日現在においても、引き続き、本件サイトに本件ポストが掲載され、不特定多数の者が閲覧できる状態に置かれていたことから、本件プロバイダに対して本件ポストの削除要請を行うよう、同日付けで大阪法務局に依頼した。

15 以上のおり、条例第6条第3項ただし書の規定に基づき、緊急を要するときとして拡散防止の措置を行っていることから、適当であると認める。

3 公表の内容について

(1) ヘイトスピーチに該当する旨の認識について

20 諮問書別紙の2(1)に記載された内容は、大阪市がヘイトスピーチに該当すると認定した表現活動を特定するために必要な情報であるから、内容の公表は適当であると認める。

(2) 本件表現活動9に係る表現の内容の概要について

25 本件表現活動9は、令和8年3月16日現在においても削除されておらず、引き続きインターネットを利用して不特定多数のものが閲覧できる状態に置かれていることから、同内容を公表することにより、本件表現活動9の拡散を助長するおそれがある。また、同内容を公表することで、本件表現活動9により被害を受けた在日韓国・朝鮮人の方々に再度被害を生じさせるのではないかと憂慮する意見が出ることも考えられる。

30 しかしながら、諮問書別紙の2(2)に記載された内容は、本件表現活動9が条例第2条第1項各号に規定しているヘイトスピーチに該当すると認定した根拠となるものである。

35 また、同内容の公表によって、ヘイトスピーチの表現内容を一般市民に周知し、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進することで、より人権意識が高揚されるとともに、ヘイトスピーチの抑止につながるものであると考えられ、また、大阪市が条例に基づき公正にヘイトスピーチ認定を行ったことを示すことにもなる。

40 よって、こうした公表の趣旨を付記して市民の理解を求めよう配慮した上で、本件表現活動9に係る表現の内容の概要を公表することが、条例の目的にかなうと考えられる。

5 以上のことから、本件表現活動9に係る表現の内容の概要については、
本件ポストが削除されておらず、引き続きインターネットを利用して不特
定多数のものが閲覧できる状態であっても、表現活動に係る表現の内容を
公表する趣旨を付記した上で、『「屑在日どもの巣、大阪市生野区」、「バ韓
国籍のオス」との表現が認められる。』と記載するのが適当であると認め
る。

(3) 本件表現活動9に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置
の内容について

10 上記2に記載のとおり、諮問書別紙の1に記載された表現の内容の拡散
を防止するためにとる措置の内容は適当なものと認められることから、諮
問書別紙の2(3)に記載された内容の公表は適当であると認められる。

(4) 本件表現活動9を行ったものの氏名又は名称について

ア 氏名又は名称自体の公表について

15 諮問書別紙の2(4)の「【本件表現活動9が削除された場合】」に記載さ
れた内容は、本件表現活動9を行ったものの氏名又は名称が現時点では
判明していないことを踏まえ、本件表現活動9を行ったもののユーザー
名（以下「本件ユーザー名」という。）を公表するものである。

20 本件表現活動9を行ったものの氏名又は名称自体の公表は、その所在
が不明であるため、条例第5条第1項ただし書に基づき行わないことが
適当である。

イ 本件ユーザー名の取扱いについて

次に、本件ユーザー名は、本件サイトの投稿者や閲覧者の間では、通
称として機能しているなど社会的に認知されているといえる。

25 このことからすると、本件ユーザー名を公表した場合には、氏名又は
名称の公表と同一視はできないものの、これと類似した一定の効果を得
られることができると考えられる。

よって、表現活動を行ったものの氏名又は名称の公表に至らない本件
においては、本件ユーザー名を、条例第5条第1項に規定する氏名又は
名称に準ずるものとして取り扱うことが適当である。

30 ウ 本件ポストの現況について

しかしながら、本件においては、上記2のとおり、本件表現活動9に
ついて、本件ポストが削除されておらず、引き続きインターネットを利用
して不特定多数のものが閲覧できる状態に置かれていることから、

35 「【本件表現活動9が削除された場合】」の内容を公表することは、表現
の内容の概要を公表するよりも、差別の拡散を助長するおそれが高いも
のと考えられる。

エ 小括

40 以上のことから、諮問書別紙の2(4)に記載された内容の公表は「【本
件表現活動9が削除されない場合】」とするのが適当であると認める。な
お、「【本件表現活動9が削除されない場合】」に記載されている「視聴」

という文言については、「閲覧」とすることが適当である。

4 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

5

(参考) 答申に至る経過

令和3年度 令3-1

年 月 日	経 過
令和 7年 9月 29日	諮問（拡散防止の措置及び公表内容）
令和 7年 9月 29日	調査審議（論点整理）
令和 7年 12月 5日	調査審議（論点整理）
令和 7年 12月 22日	調査審議（論点整理）
令和 8年 1月 30日	調査審議（答申案）
令和 8年 2月 24日	調査審議（答申案）
令和 8年 3月 16日	調査審議（答申案）
令和 8年 3月 23日	答申（拡散防止の措置及び公表内容）

10

2 公表の内容

(1) ヘイトスピーチに該当する旨の認識

次の表現活動9は、ヘイトスピーチに該当する。

5 (表現活動9)

平成28年6月5日に、自身が管理するインターネット上のウェブサイト内に掲載されているウェブページに関する内容について、インターネット上の短文投稿サイト「X」(<https://x.com/>。以下「本件サイト」という。なお、令和5年7月23日以前までは「X」の名称は「Twitter」、「ポスト」の名称は「ツイート」であったが、本件では、便宜上、時期の前後を問わず、統一して「X」及び「ポスト」を使用する。)にポスト(以下「本件ポスト」という。)を投稿し、不特定多数の者が閲覧できる状態に置いていた行為(以下「本件表現活動9」という。)

(2) 本件表現活動9に係る表現の内容の概要

15 ・「屑在日どもの巣、大阪市生野区」、「バ韓国籍のオス」との表現が認められる。

※ 当該内容はヘイトスピーチに該当するものであるが、当該内容を一般市民に周知することによって、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進し人権意識をより一層高揚させ、ヘイトスピーチの抑止につなげるとともに、本市が条例に基づき公正にヘイトスピーチに該当すると認定したことを示す観点から公表するものである。

(3) 本件表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置の内容

25 本件表現活動9について、本件サイトを運営するプロバイダ(以下「本件プロバイダ」という。)に対し、令和7年8月6日付けで本件ポストにおける報告フォームを通じて、また、情報流通プラットフォーム対処法に基づき、削除申出窓口として設けられた権利侵害が疑われるポストに関する申請を受け付ける専用の申請ページにおいても差別表現を含む旨の報告を行い、併せて郵送による削除要請を行った。

30 その後、令和7年8月8日付けで本件プロバイダから本件プロバイダのセキュリティポリシーに違反していない旨の連絡があり、令和7年8月28日現在においても、引き続き、本件サイトに本件ポストが掲載され、不特定多数の者が閲覧できる状態に置かれていたことから、本件プロバイダに対して本件ポストの削除要請を行うよう、同日付けで大阪法務局に依頼した。

35 (4) 本件表現活動を行ったものの氏名又は名称

本件表現活動9が令和7年9月28日現在においても不特定多数の者が閲覧できる状態に置かれており、本件ポストに表示されるユーザー名を公表することで、差別の拡散につながるおそれがあり、かえってこれを行ったものの意図・目的に沿うような事態になることも想定されるため、第5条第1項ただし書の規定により公表しない。

40 ※ 本件表現活動9を行ったものに係る本件ポストに表示されるユーザー名につ

いては、氏名又は名称と同一視はできないものの、本件サイトの投稿者や閲覧者の間では通称として機能しているなど、社会的に認知されており、氏名又は名称に準ずるものとして扱うことに合理性があると考えられることから、本件ポストに表示されるユーザー名を氏名又は名称に準ずるものと判断している。